

記入例

請求日 令和〇年7月3日

施設等利用費請求書（償還払い用）

私立幼稚園（新制度移行園除く）、国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚園部の施設等利用費

【令和〇年4月～令和〇年6月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定のとおり請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振りなお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

請求する月を記入すること。
3か月毎です。

いて、下記

1. 申請者と認定子どもが、市内に居住していることを市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を市が対象施設に確認すること。
4. 市民税の課税状況を市が確認すること、確認できない場合には必要な資料を提供すること。

1. 施設等利用給付認定保護者（請求者）

フリガナ	ミナモトウツク タロウ	認定子どもとの続柄	父	生年月日	平成 元年 4月 1日
氏名	南房総 太郎 印 <small>※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です</small>			現住所	南房総市岩糸2489 電話：0470-46-2966

2. 認定子ども（認定子どもごとに申請して下さい）

認定種別（法第30条の4）	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	認定番号	〇〇〇〇〇〇
生年月日	平成 28年 1月 1日	フリガナ	ミナモトウツク イチロウ
施設等利用費の請求期間の住所	氏名	南房総 一郎	
<input checked="" type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した			
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入 年 月 日			

3. 在籍する幼稚園等について記入

フリガナ	〇〇ヨウチエン	所在地	〒294-〇〇〇〇 館山市〇〇1000-1 電話：0470-〇〇-〇〇〇〇
幼稚園等名	〇〇幼稚園	(市外の場合のみ記入)	
契約している利用料（何れかにレを記入し金額を記入）※1	<input checked="" type="checkbox"/> 月額 20,000 円 <input type="checkbox"/> 日額 円 <input type="checkbox"/> 時間 円		
施設等利用費の請求期間の在籍状況	<input checked="" type="checkbox"/> 期間中在籍 <input type="checkbox"/> 途中入園した <input type="checkbox"/> 途中退園した		
上記で、途中入園または途中退園に該当した場合はその年月日を記入 年 月 日			

※1 利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期等）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

4. 償還払いの振込先を記入して下さい（※2）

金融機関名	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座						
〇〇 銀行 信用金庫 〇〇 支店	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
農協・信用組合		ミナモトウツク タロウ						

※2 申請者と口座名義が異なる振込先を指定す

請求者と違う場合は、委任状
が必要です。

<裏面も記入して下さい>

5. 施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

今年度分の入園料を支払った場合に記入(a) ※3		入園年月日(31 年 4 月 1 日) 入園料(50,000 円)			
利用年月日	今年度分の支払った入園料の月額換算額 (b=a/12) ※3 ※4	支払った月額利用料(保育料) (c) ※3 ※5	支払額合計 (d=b+c)	月額上限額 (e) ※6	請求額 (dとeを比較して小さい方)
令和元年10月	4,160 円	20,000 円	24,160 円	25,700 円	24,160 円
令和元年11月	4,160 円	20,000 円	24,160 円	25,700 円	24,160 円
令和元年12月	4,160 円	20,000 円	24,160 円	25,700 円	24,160 円

※3 上記で記入した入園料(保育料)は、現金(口座振替の場合は通帳コピー等の確認が可能な書類等)と特定子ども

幼稚園が発行した領収書、提供証明書
を添付すること。

※4 途中入退園の場合は、下さい(10円未満の端数

市から償還する額です。

※5 利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期など)場合は、当該保育料を当該期間の月数で除して、保育料の月額相当分を算定して下さい。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)

※6 月の途中で利用終了する場合は、月額上限額×退所日までの平日開所日数÷その月の平日開所日数、途中で利用開始する場合は、月額上限額×入所日以降の平日開所日数÷その月の平日開所日数として下さい。
(月額上限額：25,700円、国立大学附属幼稚園は8,700円、国立大学附属特別支援学校は400円)

南房総市からの償還払いは、基本的に年4回(3か月毎)です。

4・5・6月分 → 8月末日まで 7・8・9月分 → 11月末日まで
10・11・12月分 → 2月末日まで 1・2・3月分 → 5月末日まで

※申請から振込するまで1か月程度かかりますのでご了承ください。
期限を過ぎても申請できますが、利用月から2年を経過すると申請できなくなります。